

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

(1) 農地法等の一部を改正する法律の施行に伴うもの

< 特例条例改正の概要 >

農地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに設けられた知事の事務のうち、既に権限移譲を行っている農地関係事務に関連する下記のものについては、これまでと同様に市町が処理する事務とするもの

農業生産法人以外の法人に対する農地の権利移動の許可を行う際にあらかじめ市町長に通知を行う事務、許可の要件を満たさなくなった場合の催告および許可の取消しの事務(第1条 別表(18)イ～エ関係)

国または都道府県による公共施設(学校、病院等)への農地の転用に係る協議の事務(第1条 別表(19)ウ、オ関係)

違反転用に係る原状回復等の措置の実施等の事務(第1条 別表(19)コ関係)

国または都道府県による農業振興地域農用地区域内の農地の開発行為を行う際の協議の事務(第1条 別表(52)イ、ウ)

その他農地法等の一部改正に伴う所要の改正(第1条 別表(18)カ～コ、(19)イ、カ～ケ関係)

< 施行日 >

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

(農地法等の一部を改正する法律の施行日と合わせる。)

(2) 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可等の事務について、長浜市において新たに処理することとするもの

< 特例条例改正の概要 >

湖北6町との合併に際し、宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成に関する許可に関する事務等を長浜市において処理することとするもの

< 整理内容 >

現在、宅地造成工事規制区域は「西浅井町、余呉町、木之本町、高月町、湖北町」にあるが、平成22年1月1日の長浜市と湖北6町の合併に伴い、上記5町に現在移譲されている宅地造成に関する許可に係る受付事務を長浜市へ移譲するとともに、同許可事務を同市において新たに処理することとするもの(第1条 別表(32)の5関係)

< 施行日 >

平成22年1月1日

(3) 都市計画法に基づく開発許可等の事務、租税特別措置法に基づく優良宅地の認定等の事務および宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可等の事務について、高島市において新たに処理することとするもの

< 特例条例改正の概要 >

地域においてまちづくりを主体的に進め、住民サービスの向上を図ることができるよう、都市計画法に基づく開発許可に関する事務等を高島市において新たに処理するとともに、宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可等も併せて高島市において処理することとするもの

< 整理内容 >

高島市において、新たに「都市計画法の規定に基づく開発許可等に関する権限」、「租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する権限」および「宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する許可権限」について事務移譲（第2条 別表(24)、(25)、(27)、(28)、(33)、(47)、(48)関係）

< 施行日 >

平成22年4月1日

(4) 薬事法施行規則が改正されたことに伴うもの

< 特例条例改正の概要 >

薬事法施行規則の改正に伴い、新たに設けられた知事の事務について、効率的で迅速な事務処理を行うことができるよう、大津市が処理する事務とするもの

- ・ 「新規に郵便等販売を行おうとする薬局開設者からの届書の受理」の事務を移譲（第1条 別表(32)の3関係）

< 施行日 >

条例公布の日

(5) 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、家庭用品品質表示法の一部が改正されることに伴うもの

< 特例条例改正の概要 >

家庭用品品質表示法の改正に伴い、関係規定の項ズレが生じるため、特例条例にかかる各市町（ア）については、安土町および日野町を除く。）への移譲事務について、関係規定の整理をするもの

< 整理内容 >

- (ア) 「家庭用品の品質に関する表示をしない製造業者等に対して指示をしたにもかかわらず従わないものの公表」の事務の根拠条文が下記のとおり変更となるため整理（第1条 別表(35)関係）

根拠条文：法第4条第2項 法第4条第3項に改正

- (イ) 「販売業者からの報告の徴収およびこれらの者の工場等への立入検査」の事務の根拠条文が下記のとおり変更となるため整理（第1条 別表(36)関係）

根拠条文：法第19条第1項 法第19条第2項に改正

< 施行日 >

条例公布の日

（家庭用品品質表示法の一部改正の施行日は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行日）

（平成21年9月1日を予定）

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

- (1) 農地法等の一部改正に伴い、新たに設けられた知事の事務のうち、すでに権限移譲を行っている農地関係事務に関連するものについては、これまでと同様に市町が処理するものとするため
- (2) 地域においてまちづくりを主体的に進め、住民サービスの向上を図ることができるよう、湖北6町との合併に際し、宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する事務等を長浜市において新たに処理するため
- (3) 地域においてまちづくりを主体的に進め、住民サービスの向上を図ることができるよう、都市計画法に基づく開発許可に関する事務等を高島市においても新たに処理するため
- (4) 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、家庭用品品質表示法の一部が改正されたことにより、必要な規定を整備するため
- (5) 薬事法施行規則の改正に伴い、新たに設けられた知事の事務について、効率的で迅速な事務処理を行うことができるよう、大津市が処理するものとするため

上記の理由により、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 農地法等の一部改正に伴い、新たに設けられた知事の事務のうち、すでに権限移譲を行っている農地関係事務に関連するものについては、これまでと同様に関係市町が処理することとします。

ア 農業生産法人以外の法人に対する農地の権利移動の許可を行う際にあらかじめ市町長に通知を行う事務ならびに許可の要件を満たさなくなった場合の勧告および許可の取消しの事務について、関係市町において新たに処理することとします。(第1条別表(18)イ～エ関係)

イ 国または都道府県による公共施設(学校、病院等)への農地の転用に係る協議の事務について、関係市町において新たに処理することとします。(第1条別表(19)ウ、オ関係)

ウ 違反転用に係る原状回復等の措置の実施等の事務について、関係市町において新たに処理することとします。(第1条別表(19)コ関係)

エ 国または都道府県による農業振興地域農用地区域内の農地の開発行為を行う際の協議の事務について、関係市町において新たに処理することとします。(第1条別表(52)イ、ウ)

オ その他農地法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととします。(第1条別表(18))

カ～コ、(19)イ、カ～ケ関係)

- (2) 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可等の事務について、長浜市において新たに処理することとします。(第1条別表(32)の5および(33)関係)
- (3) 都市計画法に基づく開発許可等の事務、租税特別措置法に基づく優良宅地の認定等の事務および宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可等の事務について、高島市においても新たに処理することとします。(第2条別表(24)、(25)、(27)、(28)、(33)、(47)および(48)関係)
- (4) 家庭用品品質表示法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととします。(第1条別表(35)、(36)関係)
- (5) 薬事法施行規則の一部改正に伴い、新たに設けられた知事の事務について、大津市が処理することとします。(第1条別表(32)の3関係)
- (6) その他
 - ア この条例は、平成22年4月1日から施行することとします。ただし、上記(4)および(5)の改正規定は、公布の日から、上記(1)の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から、上記(2)の改正規定は、平成22年1月1日から、それぞれ施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。(付則第2項、第3項および第4項関係)

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

旧	新										
<p>滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 平成18年12月28日滋賀県条例第71号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第3条 この条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合には、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 平成18年12月28日滋賀県条例第71号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第3条 この条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合には、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p>										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 849 891 895">(1)～(17) 略</td> <td data-bbox="891 849 1066 895"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 901 891 1390"> <p>(18) 農地法（昭和27年法律第229号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）および農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 農地法第3条第1項の規定による農地および採草放牧地の権利移動の許可</p> </td> <td data-bbox="891 901 1066 1390"> <p>市、愛荘町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1396 891 1431"> <p>イ 農地法第20条第1項の規定による農地および採</p> </td> <td data-bbox="891 1396 1066 1431"></td> </tr> </table>	(1)～(17) 略		<p>(18) 農地法（昭和27年法律第229号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）および農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 農地法第3条第1項の規定による農地および採草放牧地の権利移動の許可</p>	<p>市、愛荘町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町</p>	<p>イ 農地法第20条第1項の規定による農地および採</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 849 1883 895">(1)～(17) 略</td> <td data-bbox="1883 849 2063 895"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 901 1883 1431"> <p>(18) 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）および農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第3条第1項の規定による農地および採草放牧地の権利移動の許可</p> <p>イ 法第3条第4項の規定による通知</p> <p>ウ 法第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告</p> <p>エ 法第3条の2第2項の規定による許可の取消し</p> <p>オ 法第18条第1項の規定による農地および採草放</p> </td> <td data-bbox="1883 901 2063 1431"> <p>市、愛荘町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町</p> </td> </tr> </table>	(1)～(17) 略		<p>(18) 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）および農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第3条第1項の規定による農地および採草放牧地の権利移動の許可</p> <p>イ 法第3条第4項の規定による通知</p> <p>ウ 法第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告</p> <p>エ 法第3条の2第2項の規定による許可の取消し</p> <p>オ 法第18条第1項の規定による農地および採草放</p>	<p>市、愛荘町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町</p>
(1)～(17) 略											
<p>(18) 農地法（昭和27年法律第229号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）および農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 農地法第3条第1項の規定による農地および採草放牧地の権利移動の許可</p>	<p>市、愛荘町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町</p>										
<p>イ 農地法第20条第1項の規定による農地および採</p>											
(1)～(17) 略											
<p>(18) 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）および農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第3条第1項の規定による農地および採草放牧地の権利移動の許可</p> <p>イ 法第3条第4項の規定による通知</p> <p>ウ 法第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告</p> <p>エ 法第3条の2第2項の規定による許可の取消し</p> <p>オ 法第18条第1項の規定による農地および採草放</p>	<p>市、愛荘町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町</p>										

<p>草放牧地の賃貸借の解約等の許可</p> <p>ウ 農地法第20条第3項の規定による意見の聴取</p> <p>エ 農地法第82条第1項の規定による立入調査、測量ならびに物件の除去および移転(アおよびイに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>オ 農地法第82条第3項の規定による通知および公示(エに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>カ 農地法施行令第1条の2第4項(同令第3条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>キ 農地法施行規則第2条の5第2項の規定による意見の聴取(アおよびイに掲げる事務に係るものに限る。)</p>		<p>牧地の賃貸借の解約等の許可</p> <p>カ 法第18条第3項の規定による意見の聴取</p> <p>キ 法第49条第1項の規定による立入調査、測量ならびに物件の除去および移転(ア、エおよびオに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>ク 法第49条第3項の規定による通知および公示(キに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>ケ 法第50条の規定による報告の徴収(アからクまでに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>コ 農地法施行令第1条の2第4項(同令第3条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>サ 農地法施行規則第2条の5第2項の規定による意見の聴取(アおよびオに掲げる事務に係るものに限る。)</p>	
<p>(19) 農地法(以下この項において「法」という。)、農地法施行令および農地法施行規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を転用する場合を除く。)</p> <p>イ 法第4条第3項(法第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取(アおよびウに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>ウ 法第5条第1項の規定による農地および採草放</p>	<p>市、愛荘町、甲良町および多賀町</p>	<p>(19) 農地法(以下この項において「法」という。)、農地法施行令および農地法施行規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を転用する場合を除く。)</p> <p>イ 法第4条第3項(同条第6項ならびに法第5条第3項および第5項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取(アおよびウからオまでに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>ウ 法第4条第5項の規定による農地の転用の協議(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を転用する場合を除く。)</p> <p>エ 法第5条第1項の規定による農地および採草放</p>	<p>市、愛荘町、甲良町および多賀町</p>

<p>牧地の転用のための権利移動の許可(権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。)</p> <p><u>エ</u> 法第82条第1項の規定による立入調査、測量ならびに物件の除去および移転(ア、ウおよびク(ア)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p><u>オ</u> 法第82条第3項の規定による通知および公示(エに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p><u>カ</u> 法第82条第5項の規定による損失の補償(エに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p><u>キ</u> 法第83条の規定による報告の徴収(アからカまでおよびク(ア)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p><u>ク</u> 次に掲げる事務(アおよびウに掲げる事務に係るものに限る。) (ア) 法第83条の2の規定による違反転用に対する処分</p>		<p>牧地の転用のための権利移動の許可(権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。)</p> <p><u>オ</u> 法第5条第4項の規定による農地および採草放牧地の転用のための権利の取得の協議(権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。)</p> <p><u>カ</u> 法第49条第1項の規定による立入調査、測量ならびに物件の除去および移転(ア、エならびにコ(ア)および(イ)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p><u>キ</u> 法第49条第3項の規定による通知および公示(カに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p><u>ク</u> 法第49条第5項の規定による損失の補償(カに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p><u>ケ</u> 法第50条の規定による報告の徴収(アからクまでならびにコ(ア)および(イ)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p><u>コ</u> 次に掲げる事務(アおよびエに掲げる事務に係るものに限る。) (ア) 法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分 (イ) 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の実施および公告 (ウ) 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収</p>	
<p><u>(イ)</u> 農地法施行令第1条の7第2項および第1条の15第2項において準用する同令第1条の2</p>		<p><u>(エ)</u> 農地法施行令第1条の7第2項および第1条の15第2項において準用する同令第1条の2</p>	

第4項の規定による通知 (ウ) 農地法施行規則第2条の5第2項の規定による意見の聴取	
(19)の2～(32)の2 略	
(32)の3 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。)、薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)および薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この項において「改正政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品および医療機器に係るものを除く。) ア～ラ 略	大津市
(32)の4 略	

第4項の規定による通知 (オ) 農地法施行規則第2条の5第2項の規定による意見の聴取	
(19)の2～(32)の2 略	
(32)の3 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。)、薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この項において「改正政令」という。)および薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品および医療機器に係るものを除く。) ア～ラ 略 リ 薬事法施行規則第15条の4第2項の規定による郵便等販売の届書の提出の受理	大津市
(32)の4 略	
(32)の5 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)および宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第5条第1項の規定による試掘等の許可に係る申請の受付 イ 法第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可 ウ 法第10条第2項(法第12条第3項において準用す	長浜市

る場合を含む。)の規定による通知

エ 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成に関する工事の協議

オ 法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可

カ 法第12条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理

キ 法第13条第1項の規定による工事の完了の検査

ク 法第13条第2項の規定による検査済証の交付

ケ 法第14条第1項の規定による許可の取消し

コ 法第14条第2項の規定による工事の施行の停止および擁壁等の設置その他必要な措置の命令

サ 法第14条第3項の規定による宅地の使用の禁止および制限ならびに擁壁等の設置その他必要な措置の命令

シ 法第14条第5項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による措置の実施および公告

ス 法第15条第1項から第3項までの規定による届出の受理

セ 法第16条第2項の規定による擁壁等の設置および改造その他必要な措置の勧告

ソ 法第17条第1項の規定による擁壁等の設置および改造ならびに工事の実施の命令

タ 法第17条第2項の規定による工事の実施の命令

チ 法第18条第1項の規定による立入検査

ツ 法第19条の規定による報告の徴収

テ 宅地造成等規制法施行規則第30条の規定による

			法第8条第1項および第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	
(33) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第5条第1項の規定による試掘等の許可に係る申請の受付 イ 法第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可に係る申請の受付 ウ 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成に関する工事の協議の受付 エ 法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可に係る申請の受付 オ 法第12条第2項の規定による軽微な変更の届出の受付 カ 法第13条第1項の規定による工事の完了の検査に係る申請の受付 キ 法第15条第1項から第3項までの規定による届出の受付 ク アからキまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	高島市、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町	(33) 宅地造成等規制法(以下この項において「法」という。)および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第5条第1項の規定による試掘等の許可に係る申請の受付 イ 法第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可に係る申請の受付 ウ 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成に関する工事の協議の受付 エ 法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可に係る申請の受付 オ 法第12条第2項の規定による軽微な変更の届出の受付 カ 法第13条第1項の規定による工事の完了の検査に係る申請の受付 キ 法第15条第1項から第3項までの規定による届出の受付 ク アからキまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	高島市	
(34) 略			(34) 略	
(35) 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(その主たる事務所および店舗が一の市町内のみにあるものに限る。) ア 法第4条第1項の規定による指示	市町(安土町および日野町を除く。)	(35) 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(その主たる事務所および店舗が一の市町内のみにあるものに限る。) ア 法第4条第1項の規定による指示	市町(安土町および日野町を除く。)	

イ 法第4条第2項の規定による公表 ウ 法第10条第1項の規定による申出の受理 エ 法第10条第2項の規定による調査	
(36) 家庭用品品質表示法第19条第1項の規定による報告の徴収(その主たる事務所および店舗が一の市内のみにあるものに関するものに限る。)および立入検査	市町
(37) ~ (51) 略	
(52) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第15条の2第1項の規定による開発行為の許可 イ 法第15条の2第6項の規定による意見の聴取 ウ 法第15条の3の規定による開発行為の中止および復旧に必要な行為の命令 エ 法第15条の4第1項の規定による必要な措置の勧告 オ 法第15条の4第2項の規定による公表	市、愛荘町、甲良町および多賀町
(52)の2 ~ (75) 略	

イ 法第4条第3項の規定による公表 ウ 法第10条第1項の規定による申出の受理 エ 法第10条第2項の規定による調査	
(36) 家庭用品品質表示法第19条第2項の規定による報告の徴収(その主たる事務所および店舗が一の市内のみにあるものに関するものに限る。)および立入検査	市町
(37) ~ (51) 略	
(52) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第15条の2第1項の規定による開発行為の許可 イ 法第15条の2第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取 ウ 法第15条の2第7項の規定による開発行為の協議 エ 法第15条の3の規定による開発行為の中止および復旧に必要な行為の命令 オ 法第15条の4第1項の規定による必要な措置の勧告 カ 法第15条の4第2項の規定による公表	市、愛荘町、甲良町および多賀町
(52)の2 ~ (75) 略	

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 平成18年12月28日滋賀県条例第71号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第3条 この条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合には、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 平成18年12月28日滋賀県条例第71号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第3条 この条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合には、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p>
(1)～(23) 略	(1)～(23) 略
(24) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八および第63条第3項第5号イの規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明	(24) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八および第63条第3項第5号イの規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明
(25) 租税特別措置法および同法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八および第63条第3項第5号イの規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明に係る申請の受付	(25) 租税特別措置法および同法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八および第63条第3項第5号イの規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明に係る申請の受付

イ アに掲げるもののほか、租税特別措置法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
(26) 略	
(27) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号。以下この項において「改正法」という。) 附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧法」という。) 第63条の2第3項第1号および改正法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第63条の2第3項第1号の規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明	市(高島市を除く。)
(28) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号。以下この項において「改正法」という。) 附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧法」という。) 第63条の2第3項第1号および改正法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第63条の2第3項第1号の規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明に係る申請の受付	高島市および町
(29) ~ (32)の4 略	
(32)の5 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。) および宅地造成等規制法施行規則、(昭和37年建設省令第3号)に基	長浜市

イ アに掲げるもののほか、租税特別措置法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
(26) 略	
(27) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号。以下この項において「改正法」という。) 附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧法」という。) 第63条の2第3項第1号および改正法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第63条の2第3項第1号の規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明	市
(28) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号。以下この項において「改正法」という。) 附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧法」という。) 第63条の2第3項第1号および改正法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第63条の2第3項第1号の規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明に係る申請の受付	町
(29) ~ (32)の4 略	
(33) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。) および宅地造成等規制法施行規則、(昭和37年建設省令第3号)に基	長浜市および高島市

づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 法第5条第1項の規定による試掘等の許可に係る申請の受付

イ 法第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可

ウ 法第10条第2項(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知

エ 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成に関する工事の協議

オ 法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可

カ 法第12条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理

キ 法第13条第1項の規定による工事の完了の検査

ク 法第13条第2項の規定による検査済証の交付

ケ 法第14条第1項の規定による許可の取消し

コ 法第14条第2項の規定による工事の施行の停止および擁壁等の設置その他必要な措置の命令

サ 法第14条第3項の規定による宅地の使用の禁止および制限ならびに擁壁等の設置その他必要な措置の命令

シ 法第14条第5項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による措置の実施および公告

ス 法第15条第1項から第3項までの規定による届出の受理

セ 法第16条第2項の規定による擁壁等の設置および改造その他必要な措置の勧告

づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 法第5条第1項の規定による試掘等の許可に係る申請の受付

イ 法第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可

ウ 法第10条第2項(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知

エ 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成に関する工事の協議

オ 法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可

カ 法第12条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理

キ 法第13条第1項の規定による工事の完了の検査

ク 法第13条第2項の規定による検査済証の交付

ケ 法第14条第1項の規定による許可の取消し

コ 法第14条第2項の規定による工事の施行の停止および擁壁等の設置その他必要な措置の命令

サ 法第14条第3項の規定による宅地の使用の禁止および制限ならびに擁壁等の設置その他必要な措置の命令

シ 法第14条第5項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による措置の実施および公告

ス 法第15条第1項から第3項までの規定による届出の受理

セ 法第16条第2項の規定による擁壁等の設置および改造その他必要な措置の勧告

<p>ソ 法第17条第1項の規定による擁壁等の設置および改造ならびに工事の実施の命令</p> <p>タ 法第17条第2項の規定による工事の実施の命令</p> <p>チ 法第18条第1項の規定による立入検査</p> <p>ツ 法第19条の規定による報告の徴収</p> <p>テ 宅地造成等規制法施行規則第30条の規定による法第8条第1項および第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付</p>	
<p>(33) <u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</u></p> <p><u>ア 法第5条第1項の規定による試掘等の許可に係る申請の受付</u></p> <p><u>イ 法第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可に係る申請の受付</u></p> <p><u>ウ 法第11条（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成に関する工事の協議の受付</u></p> <p><u>エ 法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可に係る申請の受付</u></p> <p><u>オ 法第12条第2項の規定による軽微な変更の届出の受付</u></p> <p><u>カ 法第13条第1項の規定による工事の完了の検査に係る申請の受付</u></p> <p><u>キ 法第15条第1項から第3項までの規定による届出の受付</u></p> <p><u>ク アからキまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</u></p>	高島市

<p>ソ 法第17条第1項の規定による擁壁等の設置および改造ならびに工事の実施の命令</p> <p>タ 法第17条第2項の規定による工事の実施の命令</p> <p>チ 法第18条第1項の規定による立入検査</p> <p>ツ 法第19条の規定による報告の徴収</p> <p>テ 宅地造成等規制法施行規則第30条の規定による法第8条第1項および第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付</p>	
<p>(削る。)</p>	

(34) ~ (46) 略	
(47) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）および都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	市（大津市および高島市を除く。）
ア 法第29条第1項および第2項の規定による開発行為の許可	
イ 法第34条第13号の規定による届出の受理	
ウ 法第34条の2第1項の規定による協議	
エ 法第35条の2第1項の規定による変更の許可	
オ 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出の受理	
カ 法第36条第1項の規定による工事完了の届出の受理	
キ 法第36条第2項の規定による検査および検査済証の交付	
ク 法第36条第3項の規定による工事完了の公告	
ケ 法第37条第1号の規定による認定	
コ 法第38条の規定による開発行為の廃止の届出の受理	
サ 法第41条第1項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建ぺい率等の指定	
シ 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可	
ス 法第42条第1項ただし書の規定による開発許可を受けた土地における建築等の許可	
セ 法第42条第2項の規定による協議	
ソ 法第43条第1項の規定による開発許可を受けた	

(34) ~ (46) 略	
(47) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）および都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	市（大津市を除く。）
ア 法第29条第1項および第2項の規定による開発行為の許可	
イ 法第34条第13号の規定による届出の受理	
ウ 法第34条の2第1項の規定による協議	
エ 法第35条の2第1項の規定による変更の許可	
オ 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出の受理	
カ 法第36条第1項の規定による工事完了の届出の受理	
キ 法第36条第2項の規定による検査および検査済証の交付	
ク 法第36条第3項の規定による工事完了の公告	
ケ 法第37条第1号の規定による認定	
コ 法第38条の規定による開発行為の廃止の届出の受理	
サ 法第41条第1項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建ぺい率等の指定	
シ 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可	
ス 法第42条第1項ただし書の規定による開発許可を受けた土地における建築等の許可	
セ 法第42条第2項の規定による協議	
ソ 法第43条第1項の規定による開発許可を受けた	

土地以外の土地における建築等の許可
タ 法第43条第3項の規定による協議
チ 法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認
ツ 法第46条の規定による開発登録簿の調製および保管
テ 法第47条第1項(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿への登録
ト 法第47条第2項および第3項(これらの規定を法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿への附記
ナ 法第47条第4項(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の修正
ニ 法第47条第5項(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の保管および写しの交付
ヌ 次に掲げる事務(ア、エ、ケ、シ、ス、ソおよびチに掲げる事務に係るものに限る。)
(ア) 法第80条第1項の規定による報告および資料の提出の要求ならびに勧告および助言
(イ) 法第81条第1項の規定による監督処分
(ウ) 法第81条第2項の規定による措置の実施および公告
(エ) 法第81条第3項の規定による公示
(オ) 法第82条第1項の規定による立入検査
ネ 省令第37条の規定による開発登録簿の閉鎖
ノ 省令第38条第1項の規定による開発登録簿閲覧

土地以外の土地における建築等の許可
タ 法第43条第3項の規定による協議
チ 法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認
ツ 法第46条の規定による開発登録簿の調製および保管
テ 法第47条第1項(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿への登録
ト 法第47条第2項および第3項(これらの規定を法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿への附記
ナ 法第47条第4項(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の修正
ニ 法第47条第5項(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の保管および写しの交付
ヌ 次に掲げる事務(ア、エ、ケ、シ、ス、ソおよびチに掲げる事務に係るものに限る。)
(ア) 法第80条第1項の規定による報告および資料の提出の要求ならびに勧告および助言
(イ) 法第81条第1項の規定による監督処分
(ウ) 法第81条第2項の規定による措置の実施および公告
(エ) 法第81条第3項の規定による公示
(オ) 法第82条第1項の規定による立入検査
ネ 省令第37条の規定による開発登録簿の閉鎖
ノ 省令第38条第1項の規定による開発登録簿閲覧

<p>所の設置</p> <p>ハ 省令第38条第2項の規定による閲覧規則の制定 ならびに開発登録簿閲覧所の場所および閲覧規則の告示</p> <p>ヒ 省令第60条の規定による開発行為または建築に関する証明書等の交付</p>		<p>所の設置</p> <p>ハ 省令第38条第2項の規定による閲覧規則の制定 ならびに開発登録簿閲覧所の場所および閲覧規則の告示</p> <p>ヒ 省令第60条の規定による開発行為または建築に関する証明書等の交付</p>	
<p>(48) 都市計画法(以下この項において「法」という。)および都市計画法施行規則ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第29条第1項および第2項の規定による開発行為の許可に係る申請の受付</p> <p>イ 法第34条第13号の規定による届出の受付</p> <p>ウ 法第34条の2第1項の規定による協議の受付</p> <p>エ 法第35条の2第1項の規定による変更の許可に係る申請の受付</p> <p>オ 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出の受付</p> <p>カ 法第36条第1項の規定による工事完了の届出の受付</p> <p>キ 法第37条第1号の規定による認定に係る申請の受付</p> <p>ク 法第38条の規定による開発行為の廃止の届出の受付</p> <p>ケ 法第41条第2項ただし書(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可に係る申請の受付</p> <p>コ 法第42条第1項ただし書の規定による開発許可を受けた土地における建築等の許可に係る申請の受付</p>	<p>高島市および町</p>	<p>(48) 都市計画法(以下この項において「法」という。)町</p> <p>および都市計画法施行規則ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第29条第1項および第2項の規定による開発行為の許可に係る申請の受付</p> <p>イ 法第34条第13号の規定による届出の受付</p> <p>ウ 法第34条の2第1項の規定による協議の受付</p> <p>エ 法第35条の2第1項の規定による変更の許可に係る申請の受付</p> <p>オ 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出の受付</p> <p>カ 法第36条第1項の規定による工事完了の届出の受付</p> <p>キ 法第37条第1号の規定による認定に係る申請の受付</p> <p>ク 法第38条の規定による開発行為の廃止の届出の受付</p> <p>ケ 法第41条第2項ただし書(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可に係る申請の受付</p> <p>コ 法第42条第1項ただし書の規定による開発許可を受けた土地における建築等の許可に係る申請の受付</p>	

サ 法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可に係る申請の受付

シ 法第43条第3項の規定による協議の受付

ス 法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認に係る申請の受付

セ 都市計画法施行規則第60条の規定による開発行為または建築に関する証明書等の交付に係る申請の受付

ソ アからセまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(49) ~ (75) 略

サ 法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可に係る申請の受付

シ 法第43条第3項の規定による協議の受付

ス 法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認に係る申請の受付

セ 都市計画法施行規則第60条の規定による開発行為または建築に関する証明書等の交付に係る申請の受付

ソ アからセまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(49) ~ (75) 略